

大和市屋外広告物自主点検指導要領

(目的)

第1条 この要領は、大和市屋外広告物条例(平成19年大和市条例第42号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、許可期間の満了後、更に継続して屋外広告物(以下「広告物」という。)を表示し、若しくは広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)を設置する者又はこれらを管理する者(以下「設置管理者」という。)に、条例第13条の規定の趣旨を踏まえ、当該広告物又は当該掲出物件の自主点検を促すことにより、その安全性の確保と景観の形成及び風致の維持に資するため、必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 この要領による自主点検の指導を要する広告物又は掲出物件は、許可期間が1年を超える広告塔、広告板、アーケードに設置するもの、広告幕(懸垂装置のあるもの)又は映画看板とする。

(自主点検等の指導)

第3条 市長は、広告物又は掲出物件の継続の許可を行うに際し、設置管理者に対し、当該広告物又は掲出物件の継続の許可申請日前30日以内の時点で設置管理者がその安全性の確保、景観の形成及び風致の維持について自主的に点検を行い、点検結果を別紙様式により継続許可申請時に提出するよう指導するものとする。

なお、条例第14条の規定に基づき、特定屋外広告物安全管理者を設置する広告物又は掲出物件については、その点検結果について、当該広告物又は当該掲出物件の特定屋外広告物安全管理者の確認を受けるように指導するものとする。

附 則

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。